

## 令和4年度 県・市町村による住宅建設等への支援制度

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
郡山市	環境部 環境政策課 (024-924-2731)	郡山市エネルギー3R推進事業	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/2443.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/54/2443.html</a>	省エネルギー化	補助金	<ul style="list-style-type: none"> <li>○家庭用定置型蓄電池と住宅用太陽光発電システムのセット:補助対象経費以内の額で、上限13万円。</li> <li>○家庭用定置型蓄電池:補助対象経費以内の額で、上限10万円。</li> <li>○地中熱利用ヒートポンプシステム:補助対象経費以内の額で、上限10万円。</li> <li>○家庭用燃料電池(エネファーム):補助対象経費以内の額で、上限5万円。</li> <li>○電気自動車充電設備(V2H):補助対象経費以内の額で、上限5万円。</li> </ul>	<p>【対象者】</p> <p>市内に住所を有し、次に掲げる要件(1)又は(2)のいずれかを満たす方</p> <p>(1)補助対象設備が設置された新築住宅又は建売住宅を購入し、補助申請者による建物登記(権利部甲区受付年月日)が令和4年1月1日から令和5年2月28日まで完了した方</p> <p>(2)既設住宅に補助対象設備を購入し、補助対象設備の工事請負契約等の締結及び補助対象設備の設置が令和4年1月1日から令和5年2月28日まで完了した方</p> <p>※ただし、次に該当する方には補助金を交付できません。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 借家及び集合住宅に対象設備を設置した方</li> <li>② 郡山市税を滞納している方</li> <li>③ この補助金及び郡山市太陽光発電システム設置費補助金の交付を既に受けて対象設備を設置した方</li> <li>④ 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律に規定する暴力団員である方</li> </ul>
郡山市	保健福祉部 障がい福祉課 (024-924-2381)	日常生活用具給付等事業(住宅改修費助成事業)	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5394.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/65/5394.html</a>	バリアフリー化	補助金	<p>市内に居住する障がい者等が住宅環境改善を行う場合1住宅につき1回20万円を限度に助成する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○手すりの取付け</li> <li>○段差の解消</li> <li>○滑り防止又は移動の円滑化のための床又は通路面の材料の変更</li> <li>○出入りの円滑化のための引き戸等への扉の取替え</li> <li>○排便の円滑化のための洋式便器等への便器の取替え</li> <li>○その他上記に付随して必要となる住宅の改修工事</li> </ul>	<p>【対象者】</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 身体障害者手帳 下肢若しくは体幹 1～3級 または難病で下肢体幹機能に障がいがある方</li> <li>② 介護保険給付対象者でないこと</li> </ul>
郡山市	保健福祉部 健康長寿課 (024-924-2401)	郡山市高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/66/2994.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/66/2994.html</a>	バリアフリー化	補助金	<p>高齢者の自立した在宅生活の継続を支援する。</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>○本人及び世帯員全員が市民税非課税の場合は、対象経費の10分の9以内の額で上限18万円。</li> <li>○本人が市民税非課税で世帯員が市民税課税の場合は、対象経費の10分の5以内の額で上限10万円。</li> <li>○申請者が市民税課税の場合は、対象経費の10分の4以内の額とし、8万円を限度とする。</li> </ul>	<p>【対象者】</p> <p>市内に住所を有する65歳以上の市民税非課税高齢者(要介護・要支援の認定を受けている方を除く)、又は市民税が均等割のみ課税されている方。世帯の生計中心者の年間所得額が児童手当法施行令(昭和46年政令第28号)の児童手当における児童手当所得制限限度額以下であること。(市民税等を完納していること)</p>
郡山市	農林部 農業政策課 (024-924-2201)	郡山市農業振興資金利子補給事業(農家生活改善事業)	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/111/6735.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/111/6735.html</a>	住宅取得・改修	利子補給	JA福島さくらが農業者に対し貸付を行う郡山市農業振興資金に対して、貸付した資金への利子補給を行い、農家生活の改善を図る。	<p>【対象工事等】</p> <p>農家の台所、トイレ、浴室等の改造にあたる経費(資金貸付限度額500万円)</p>
郡山市	建設交通部 住宅政策課 (024-924-2631)	郡山市老朽空家除却費補助金	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5360.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5360.html</a>	住宅取得・改修	補助金	老朽空家の除却に要する費用の一部を補助する。(工事費の1/2、上限50万円)	<p>【対象者】</p> <p>次のいずれかに該当し、本市の市税の滞納がなく、郡山市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員等に該当しない個人</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象の空家の登記事項証明書に所有者として登録されている者(未登記の場合は、固定資産の登録証明書)</li> <li>② ①に規定する者の相続人</li> </ul>
郡山市	建設交通部 住宅政策課 (024-924-2631)	郡山市空家地域活用支援事業補助金	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5359.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/128/5359.html</a>	住宅取得・改修	補助金	空家を地域活用の用途(10年以上)のために改修する場合、費用の一部を補助する。(工事費の2/3、上限100万円)	<p>【対象者】</p> <p>次のいずれかに該当し、本市の市税の滞納がなく、郡山市暴力団排除条例に規定する暴力団員又は暴力団員又は暴力団員等に該当しない者</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>① 対象の空家の登記事項証明書に所有者として登録されている者(未登記の場合は、固定資産の登録証明書)</li> <li>② ①に規定する者の相続人</li> <li>③ 対象の空家を賃借し、①又は②に規定する者から同意を得て当該空家を地域活用用途に利用しようとする者</li> </ul>
郡山市	都市整備部 公園緑地課 (024-924-2361)	郡山市緑あふれるまちづくり事業(緑化木交付)	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/132/3256.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/132/3256.html</a>	住宅取得・改修	資材提供	緑あふれるまちづくりの一環として、戸建て住宅の新築・購入の記念樹として苗木をプレゼントする。10種類の苗木の中から1本選べる。	<p>【対象者】</p> <p>郡山市にお住まいの方で、住宅を新築又は購入されて1年以内に申請された方</p>

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
郡山市	都市整備部 公園緑地課 (024-924-2361)	郡山市緑あふれるまちづくり事業 (生垣設置助成)	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/132/3259.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/132/3259.html</a>	その他	補助金	緑あふれるまちづくりの一環として、生垣を新設される方に設置に係る査定額の1/2(10万円限度)を助成する。	【要件】 ①市内に住所を有する個人等の宅地 ②幅員4m以上の道路に面し見通しのきく場所 ③設置延長3.0m以上 ④助成額は、現地検査して算出した額の1/2(最高限度額10万円) ⑤助成を受けるには、工事前の申請が必要
郡山市	都市整備部 開発建築指導課 (024-924-2371)	郡山市木造住宅耐震診断者派遣 事業	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2314.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2314.html</a>	耐震化	その他	耐震診断を希望する住宅の所有者等に対し、耐震診断者を派遣して、耐震診断及び耐震改修計画の作成を行う。 ○個人負担金20,000円(図面有りの場合) ○個人負担金35,000円(図面無しの場合)	【要件】 次の全ての要件を満たすこと ①昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ②所有者等が自ら居住する住宅 ③申込者が郡山市税を滞納していないこと
郡山市	都市整備部 開発建築指導課 (024-924-2371)	郡山市木造住宅耐震改修促進事 業	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2315.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2315.html</a>	耐震化	補助金	耐震改修工事等を行う木造住宅の所有者等に対し、その経費の一部を助成するため補助金を交付する。 ○一般耐震改修工事…耐震改修工事費用の80%(上限額100万円) ○簡易耐震改修工事…耐震改修工事費用の80%(上限額60万円) ○部分耐震改修工事…耐震改修工事費用の80%(上限額60万円) ○現地代替工事…工事費用の80%(上限額100万円)	【要件】 次の全ての要件を満たすこと ①昭和56年5月31日以前に建築された住宅 ②所有者等が自ら居住する住宅 ③耐震診断の結果、耐震基準に満たないと判断された住宅 ④申込者が郡山市税を滞納していないこと
郡山市	都市整備部 開発建築指導課 (024-924-2371)	郡山市ブロック塀等安全対策事業	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2318.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/soshiki/133/2318.html</a>	耐震化	補助金	ブロック塀等撤去工事を行う所有者等に対し、その経費の一部を助成するため補助金を交付する。 次のうち、いずれか低い額の2分の1(上限10万円) ○補助対象工事に要した費用 ○撤去部分の面積1平方メートルあたり1万円を乗じた額	【要件】 以下の全ての要件を満たすこと ①昭和56年5月31日以前に着工された、倒壊のおそれのあるもの ②道に面し、高さが1メートル以上のもの ③申込者が所有者又は所有者の同意を得ている者であること ④申込者が郡山市税を滞納していないこと
郡山市	上下水道局 お客様サービス課 (024-932-7666)	水洗便所改造資金融資あっせん 制度	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5509.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5509.html</a>	環境対策	利子補給	○一戸建て:80万円以内 ○集合住宅及び共同住宅:200万円以内	【要件】 ①市民(法人対象外)、下水道等の供用開始区域内にある居住目的の建物の所有者又は占有者(建物の所有者の同意を得た場合に限り) ②市県民税・固定資産税・都市計画税・国民健康保険税・軽自動車税・下水道受益者負担金又は受益者分担金の滞納がないこと ③連帯保証人1名要
郡山市	上下水道局 お客様サービス課 (024-932-7666)	特定環境保全公共下水道接続補 助金交付制度	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5507.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5507.html</a>	環境対策	補助金	工事費の2/10(上限額20万円)	【対象者】 湖南地区特定環境保全公共下水道事業により供用開始となった区域内で以下の全ての要件を満たす方 ①65歳以上の方のみで構成される世帯の方 ②市県民税が非課税又は均等割のみで構成される世帯の方 ③郡山市税等及び下水道受益者負担金、分担金の滞納が無い方
郡山市	上下水道局 お客様サービス課 (024-932-7666)	雨水活用補助金(雨カツ補助金) 交付事業	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5508.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5508.html</a>	環境対策	補助金	○浄化槽転用等雨水貯留施設:工事費の2/3で上限25万円(事業所等は40万円) ○雨水浸透ます:工事費の2/3で上限2万5千円(建物1棟につき4基まで) ○雨水貯留タンク:購入費の2/3で上限4万円(100L以上)	【対象者】 公共下水道全体計画区域内において、雨水流出抑制施設を自らの負担により設置する者
郡山市	上下水道局 お客様サービス課 (024-932-7666)	郡山市浄化槽設置整備事業	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5506.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5506.html</a>	環境対策	補助金	合併処理浄化槽の設置等に要する費用の一部を補助する。 ※湖南町は転換以外(新築)へも補助する。 ○単独処理浄化槽からの転換 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 撤去費 90,000円 宅内配管費 300,000円 ○汲み取り便槽からの転換 5人槽 373,000円 7人槽 465,000円 10人槽 616,000円 撤去費 60,000円	【対象者】 公共下水道の事業計画区域及び農業集落排水施設の予定処理区域以外の専用住宅等に合併処理浄化槽を設置する個人

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
郡山市	上下水道局 お客様サービス課 (024-932-7666)	郡山市浄化槽維持管理費補助事業	<a href="https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5505.html">https://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5505.html</a>	環境対策	補助金	浄化槽の維持管理に要した費用の一部を補助する。 5~7人槽 1万5千円 8・10人槽 2万円 ※初回補助申請から10年間、1年度につき1回、最大10回まで。	【対象者】 下水道等の供用開始区域以外で専用住宅に設置されている合併処理浄化槽を使用している個人
郡山市	上下水道局 下水道保全課 (024-932-7663)	郡山市止水板設置等工事費補助金交付事業	<a href="http://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5604.html">http://www.city.koriyama.lg.jp/site/jougesuidou/5604.html</a>	その他	補助金	浸水被害の軽減を図るため、住宅、店舗、事務所等に、止水板の設置及びその設置に伴う関連工事を行なう方に対し、補助金を交付する。 ○止水板設置に伴う関連工事の2分の1以内の額 ○一の建物等につき30万円を限度	【対象者】 郡山市内の浸水の被害があったと管理者が認める区域における建物等の所有者又は使用者で、浸水対策として止水板設置等工事を行おうとする者
須賀川市	企画政策部 企画政策課 (0248-88-9131)	須賀川市移住・定住促進住宅取得支援事業	<a href="https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/iyu/index.html">https://www.city.sukagawa.fukushima.jp/iyu/index.html</a>	住宅取得・改修	補助金	県外から転入し、本市に定住する目的で住宅を取得する方に対して、取得費の一部を補助する。 ・補助基本額 130万円 ・補助金加算額 1 40歳未満の方が住宅を取得した場合 50万円 2 18歳未満の被扶養者がいる場合 最大100万円 3 市が行う新規出店・創業支援等事業の交付等の決定を受けている場合 10万円 4 住宅の建築を市内業者が請け負う場合 10万円 ※県事業に該当の場合、最大100万円の上乗せあり。	【対象者】※以下の要件をすべて満たす方 1 県外から本市に転入し、自ら居住するために住宅を取得する方 2 県外から本市に転入後2年以内の方、または転入しようとする方で、本市に住所を移転する直近まで継続して3年以上福島県外に住所がある方 3 補助対象住宅に居住し始めた日の属する年度の翌年度から起算して、10年以上居住する方 4 市税及び公共料金等の滞納がない方 5 住宅取得後、3か月以内に居住する方 6 須賀川市暴力団排除条例に規定する暴力団員等でない方 【対象住宅】 1 建築基準法等の関係法令に適合していること 2 住宅の延べ床面積が、住生活基本計画で定める水準以上であること
須賀川市	建設部 建築住宅課 (0248-88-9151)	木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者派遣 個人負担8,000円	(以下の要件をすべて備えていること) 1 所有者が自ら居住している住宅(所有者は市税等の滞納がないこと) 2 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 3 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 4 建築基準法令に違反していない住宅 5 過去に市の補助事業による耐震診断を受けていない住宅
須賀川市	建設部 建築住宅課 (0248-88-9151)	不良空家等解体補助金		住宅取得・改修	補助金	そのまま放置すれば倒壊等著しく保安上危険となる恐れのある空き家を自ら解体・撤去する場合に、工事費の一部を補助。 (補助金の額) 工事費の2分の1以内(50万円限度)	(対象者) 次のすべての要件を満たす方 ・当該空家の所有者又はその相続人 ・市税を滞納していない方 ・須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でない方 (対象となる建物) 次の要件をすべて満たすもの ・須賀川市内に存し、昭和56年5月31日以前に着工された、1年以上使用されていない不良空家等(不良空家等の判定は、立入調査後、市の関係部署で構成する判定委員会を経て決定) ・専用住宅又は併用住宅のうち住宅の用に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上のもの(附属屋、工作物等を含む) ・個人が所有するもの ・当補助金の交付を受けたことがないもの ・須賀川市木造住宅耐震改修助成事業補助金交付要綱に基づく補助金の交付を受けたことがないもの。
須賀川市	建設部 建築住宅課 (0248-88-9151)	空家リフォーム補助金		住宅取得・改修	補助金	須賀川市空家バンクに登録された物件の改修費用の一部を補助。 (対象経費) ・内外装、水回り(台所、トイレ、浴室、洗面所等)の改修費用 (補助額) ・改修に要する費用の1/2(上限50万円)	(対象者) ・須賀川市空家バンクに登録された物件の購入者又は借主で、補助金の交付決定後3年以上、須賀川市に住民登録し当該物件を居住の用に供する方 ・市税を滞納していない方 ・須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でない方 (対象改修工事) ・市内に事業所を有する業者又は対象者自らが行う工事 ・他の補助金と重複しない部分の工事 ・過去に当該補助金の交付を受けていない工事

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
須賀川市	建設部 建築住宅課 (0248-88-9151)	空家バンク登録促進補助金		住宅取得・改修	補助金	須賀川市空家バンクに登録するために必要となる手続きに要する経費の一部を補助。 (対象経費) ・登記等の手続き費用 ・不要な家財等の処分費用 ・クリーニング費用 ・敷地内の除草・庭木の剪定費用 (補助額) ・上記費用の1/2(上限20万円)	(対象者) ・須賀川市空家バンクに登録を希望する空家の所有者 ・市税を滞納していない方 ・須賀川市暴力団排除条例に規定する「暴力団員等」でない方 (対象となる空家) ・市内に存し、かつ、建築年数が20年以上経過している空家等 ・須賀川市空家バンクに2年間登録できる空家等 ・過去に当該補助金の交付を受けていない空家等
田村市	保健福祉部 高齢福祉課 (0247-82-1115)	高齢者住宅改修助成事業	<a href="https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/15/kourei-juutaku-kaisyuu Josei.html">https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/15/kourei-juutaku-kaisyuu Josei.html</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修 工事費用の9/10 限度額18万円	介護保険の要支援・要介護認定者でない方 年齢:65歳以上 所得:児童手当所得制限限度額に同じ 同一住宅で一回限り利用可能
田村市	保健福祉部 高齢福祉課 (0247-82-1115)	居宅介護(介護予防)住宅改修費支給事業		バリアフリー化	補助金	住宅改修 限度額20万円(うち1~3割自己負担)	要介護(支援)認定者
田村市	保健福祉部 社会福祉課 (0247-81-2273)	田村市重度身体障害者住宅改修給付事業	<a href="https://www.city.tamura.lg.jp/site/shogai-manual/chikatsu-01.html">https://www.city.tamura.lg.jp/site/shogai-manual/chikatsu-01.html</a>	バリアフリー化	補助金	○日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害者が段差解消など住環境の改善を行う場合の住宅改修工事費に対する補助 ○改修工事費×9/10=補助金(限度額18万円) ○原則1回	<b>【対象者】</b> 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害者であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) <b>【給付要件】</b> 給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ、身体の状態、住宅の状況等を勘案し給付 <b>【改修工事の範囲】</b> 手すりの取付け、段差解消、滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなど
田村市	保健福祉部 社会福祉課 (0247-81-2273)	田村市重度身体障害児住宅改修給付事業	<a href="https://www.city.tamura.lg.jp/site/shogai-manual/chikatsu-01.html">https://www.city.tamura.lg.jp/site/shogai-manual/chikatsu-01.html</a>	バリアフリー化	補助金	○日常生活を営むのに著しく支障のある在宅の重度身体障害児が段差解消など住環境の改善を行う場合の住宅改修工事費に対する補助 ○改修工事費×9/10=補助金(限度額18万円) ○原則1回	<b>【対象者】</b> 下肢、体幹機能障害又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障害(移動機能障害に限る。)を有する学齢児以上の身体障害児であって障害等級3級以上の者(ただし、特殊便器への取替えをする場合は上肢障害2級以上の者) <b>【給付要件】</b> 給付対象者が現に居住する住宅について行われるもの(借家の場合は家主の承諾を必要とする。)であり、かつ、身体の状態、住宅の状況等を勘案し給付 <b>【改修工事の範囲】</b> 手すりの取付け、段差解消、滑り防止及び移動円滑化等のための床又は通路面の材料の変更、引き戸等への扉の取替え、洋式便器等への便器の取替えなど

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
田村市	総務部 企画調整課 (0247-61-7615)	田村市転入子育て世帯住宅取得補助金	<a href="https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/so-useikurashi.html">https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/so-useikurashi.html</a>	住宅取得・改修	補助金	市内に転入し5年以上住み続けるため新築住宅を新たに工事請負契約により取得した子育て世帯(住宅取得日において15歳以下の子とその親、又は妊婦がいる世帯)へ補助金を交付する。  取得額1,000万円以上の物件に対し100万円。(福島県の「来て ふくしま 住宅取得支援事業」に該当する場合は80万円加算。)	(主な要件) ①市内に定住するため住宅を取得した子育て世帯又は、転入後3年以内に住宅を取得した子育て世帯。 ②転入する直前に連続して3年以上市外に在住していた世帯。 ③市内で住宅取得を行うこと。 ④取得した住宅が、関係法令に反していないこと。 ⑤不動産登記法第59条第4号に掲げる所有権の権利者の氏名が世帯員のいずれかであること。 ⑥取得住宅に住所を有し、居住の実態があること。 ⑦市税の滞納がないこと。 ⑧生活保護法の規定による住宅扶助その他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと。 ⑨世帯員のいずれもが暴力団員でないこと。 ⑩世帯員のいずれもが以前にこの補助金又は田村市子育て世代住宅支援補助金の交付を受けていないこと。 ⑪住宅取得日から起算して1年以内に申請書を提出すること。
田村市	総務部 企画調整課 (0247-61-7615)	田村市住宅環境整備子ども応援事業補助金	<a href="https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/so-useikurashi.html">https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/so-useikurashi.html</a>	住宅取得・改修	補助金	子どもの住環境の整備に要する住宅改修を実施した世帯の15歳以下の子どもを持つ子育て世帯へ補助金を交付する。  住宅改修費が150万円以上の改修に対し子ども1人あたり10万円。	(主な要件) 空き家改修の場合、次の①、②、⑤～⑩。 実家改修の場合、次の③～⑩。 ①申請書提出日において、市外から定住する0歳から15歳の子どもを持つ世帯。 ②田村市空き家・空き家情報バンクに登録されている空き家を購入または賃借した者。 ③申請書提出日において、市内在住で実家(子育て世帯の二親等内の直系尊属が住む家)の改修に伴い転居する0歳から15歳の子どもを持つ世帯。 ④市内在住者で、実家以外に居住している者が実家を改修し2世代以上で同居する者。 ⑤住宅の改修費用が150万円以上であること。 ⑥市税等の滞納がないこと。 ⑦生活保護法による保護を受けていない世帯であること。 ⑧世帯の全員が、暴力団員でないこと。 ⑨世帯の全員に過去に、この事業の補助金の交付を受けたものがないこと。 ⑩補助対象者が自ら定住する目的で取得または改修を行う事業であって、この補助金の交付決定を受けた日の属する年度から翌年度までに完了する事業であること。
田村市	総務部 企画調整課 (0247-61-7615)	田村市空き家改修支援事業補助金	<a href="https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/so-useikurashi.html">https://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/so-useikurashi.html</a>	住宅取得・改修	補助金	移住者が自ら居住するために行う空き家(田村市空き家・空き家情報バンクに登録されている空き家)の改修に補助金を交付する。  空き家の改修に要する経費の5分の1。上限60万円。	(主な要件) ①補助事業者等が自ら居住するため、平成28年4月1日以降に購入又は賃借した空き家(田村市空き家・空き家情報バンクに登録されている空き家)であること。 ②空き家の前所有者(賃借の場合は空き家の所有者)が、補助事業者等の3親等内の親族でないこと。 ③空き家の改修は、補助金の交付決定を受けた日の属する年度と同一の年度内に完了すること。 ④補助事業者等は、補助金の実績報告を行う日までに、対象住宅に住民票を異動すること。 ⑤空き家を賃借する場合は、改修の実施について、補助金の交付申請の前に所有者の承諾を得るとともに、必要な契約等を締結すること。 ⑥改修を行った住宅を、この補助金を交付した日から5年以内に取り壊し、若しくは売却し、又は当該住宅から転居しないこと。 ⑦生活保護法による保護を受けていない世帯であること。 ⑧世帯の全員が、暴力団員でないこと。 ⑨世帯の全員に過去に、この補助金の交付を受けた者がいないこと。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
田村市	総務部 企画調整課 (0247-61-7615)	田村市住宅用新エネルギー設備等設置費補助金	http://www.city.tamura.lg.jp/soshiki/1/energyryaku.html	省エネルギー化	補助金	新エネルギー利用機器(太陽光発電システム、太陽熱利用システム)を導入するものに補助金を交付する。 1. 太陽光発電システム 1kW:2万円。上限4kW:8万円。 2. 太陽熱利用システム 設置に要する経費の10分の1。上限8万円。	(主な要件) ①導入する新エネルギー利用機器は、太陽光発電システムまたは太陽熱利用システムの機器で、未使用の物であること。 ②自ら居住する又は居住しようとする市内の住宅に機器を設置する者。 ③世帯の全員が市税等を滞納していない者。 ④以前に同一の種類の機器に対する市の補助金、交付金その他これに類するものの交付を受けていない者。 ⑤申請年度又は前年度に電力事業者と電力需給契約を締結した者。(太陽光発電システムに限る。) ⑥補助金の交付は、機器の種類ごとに、1世帯につき1回限りとする。
田村市	上下水道局 上下水道課 (0247-82-1527)	田村市合併浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	浄化槽の設置に要する費用の一部を補助する。 ①:設置補助( )内は新築の場合 ～ 5人槽:332,000(166,000)円 ～ 7人槽:414,000(207,000)円 ～ 50人槽:548,000(274,000)円 ②撤去補助(改造の場合のみ) 汲取便槽 30,000円 単独浄化槽 45,000円 ③宅内配管工事費用補助(単独浄化槽から合併浄化槽への転換が対象) 宅内配管工事 300,000円	公共下水道整備事業認可区域を除く市内全域で専用住宅などに浄化槽を設置する方に補助金を交付する。
田村市	上下水道局 上下水道課 (0247-82-1527)	飲用井戸等整備事業補助金		環境対策	補助金	上水道給水区域以外の区域に居住する方が、安定的に飲用水を確保するために整備する、深井戸ボーリング工事費に対し補助を行う。 ①1戸又は2戸で共同利用する井戸については、補助対象経費の4分の1以内で上限は20万円 ②(1)3戸以上の共同設置の場合は、2分の1以内で上限額50万円 (2)(1)の規定のほか、3戸以上で共同利用する井戸等については、補助対象経費の給水管工事費(屋内配管工事費を除く。)及び貯水タンク設置工事費に係る経費の2分の1以内の額で、30万円を限度に交付する。 ※事業期間は、令和6年3月31日まで	・給水区域外(上水道配水管の整備が困難な給水区域を含む)であること。 ・住居の用に供する建物(別荘、集会施設、事業は対象外) ・実施しようとする工事に、他の補助金や補償等を受けていないこと。
田村市	建設部 都市計画課 (0247-82-1114)	田村市木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	木造住宅の耐震診断者派遣 個人負担:8,000円	①所有者自ら居住する住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 ③在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建以下の住宅 ④過去に田村市事業による耐震診断等を受けていない住宅
田村市	建設部 都市計画課 (0247-82-1114)	田村市木造住宅耐震改修支援事業		耐震化	補助金	耐震改修工事 ①一般耐震改修工事:工事に要する費用の2分の1位内かつ1,000,000円以内の額 ②簡易耐震改修工事:工事に要する費用の2分の1位内かつ600,000円以内の額 ①部分耐震改修工事:工事に要する費用の2分の1位内かつ600,000円以内の額	①所有者自ら居住する専用又は併用住宅 ②工事の着手が昭和56年5月31日以前で在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建以下の既存不適格住宅 ③耐震診断を実施した結果、耐震基準を満たさないもの ④建築基準法令に違反していないもの ⑤補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの ⑥この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの
田村市	建設部 都市計画課 (0247-82-1114)	田村市建築物吹付けアスベスト等含有調査補助事業		その他	補助金	吹付けアスベスト等含有調査に係る経費。 1棟につき限度額25万円。	昭和31年から平成元年までに施工された民間建築物で、吹付けアスベスト等が施工されているおそれのある次に該当するもの ①延べ面積が1,000㎡以上のもの ②昭和31年から平成元年までに建築された以下の用途が含まれる300㎡以上のもの ・集会所その他の建築基準法別表第一(イ)欄1項に掲げる用途 ・ホテルまたは旅館 ・飲食店、物販店舗その他の建築基準法別表第一(イ)欄(四)項に掲げる用途

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
鏡石町	都市建設課 (0248-62-2116)	鏡石町木造住宅耐震診断者派遣事業	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	耐震化	その他	・昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者 ・耐震診断者等を派遣して耐震診断することにより住宅の地震に対する安全性の確保と向上を図る  木造住宅耐震診断者の派遣 (個人負担8,000円)	・所有者(町税等を滞納していない者に限る。)が自ら居住する住宅 ・工事の着手が昭和56年5月31日以前にされた住宅 ・在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法による木造3階建て以下の住宅 ・過去に、町事業による耐震診断を受けていない住宅
鏡石町	都市建設課 (0248-62-2116)	鏡石町木造住宅耐震改修助成制度	https://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	耐震化	補助金	・昭和56年5月31日以前に建築された住宅の所有者で、耐震診断により耐震基準に適合していないと診断された住宅の所有者 ・地震による木造住宅の倒壊等の被害を防止する  一般耐震改修工事補助対象経費の額の1/2以内(100万円以下) 簡易耐震改修工事補助対象経費の額の1/2以内(60万円以下) 部分耐震改修工事補助対象経費の額の1/2以内(60万円以下)	・所有者が自ら居住している昭和56年5月31日以前に着工された一戸建ての専用住宅又は併用住宅(住宅の用途に供する部分の床面積が延べ面積の2分の1以上であるものに限る。) ・在来軸組工法、伝統的工法又は枠組壁工法により建築された地上階数が3以下のもの ・耐震診断により耐震基準に適合していないと診断されたもの ・建築基準法(昭和25年法律第201号)第9条第1項又は第10項の規定による命令の対象にならないもの
鏡石町	総務課 まちづくり調整グループ (0248-62-2117)	来て「かがみいし」移住定住促進事業	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	住宅取得・改修	補助金	町外から移住・定住する若者世帯、子育て世帯等の住宅取得に要した経費の一部に対して補助金を交付する。 ①新築住宅取得に要した経費 *最大50万円(基本額20万円・加算額30万円) ②中古住宅取得に要した経費 *最大40万円(基本額10万円・加算額30万円) ③2親等以内の親族が居住中の物件で増改築後に同居する転入世帯 *最大30万円(基本額10万円・加算額20万円)	①世帯主が40歳未満の婚姻世帯、又は中学生以下の子供がいる子育て世帯、同じく父子・母子世帯 ②町外から転入した若者世帯(転入日から住宅に入居した日までの期間が1年未満かつ転入日前3年において町内に住所を有していなかった世帯) ③鏡石町に住民登録され、補助住宅に5年以上居住すること ④新築・中古住宅等は、居住用部分面積が55㎡以上であること ⑤平成31年4月1日以降の住宅取得に係る契約であること ⑥住宅の所有権保存登記、所有権移転登記完了日から起算して6ヶ月以内の補助金申請 ⑦世帯全員に町税等の滞納がないこと
鏡石町	総務課 まちづくり調整グループ (0248-62-2117)	空き家対策事業	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	住宅取得・改修	補助金	空き家の有効活用及び移住定住につなげるため空き家に定住する方が行う改修工事及び空き家に残された家財道具当の処分費用を一部助成する。 【空き家改修費】 ①家屋につき最大40万円(基本額20万円・加算額20万円)※補助対象経費の2分の1 【家財道具処分費】 ①家屋につき最大5万円※補助対象経費の2分の1	①空き家定住者(5年以上居住すること) ②町内会に加入し、地域活性化の推進に協力する方 ③町税等に滞納がない方 ④鏡石町空き家バンク登録物件であること ⑤売買契約又は賃貸契約が締結された物件 ⑥年度内に改修及び実績報告が完了すること ⑦居住部分に係る改修工事であること ⑧居住部分の家財道具の処分であること
鏡石町	上下水道課 (0248-62-2119)	鏡石町水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	環境対策	利子補給	融資あっせん額改修工事 1戸につき50万円(集合住宅にあっては200万円以下)	・公共下水道処理区域内における建築物の所有者または改修工事において当該所有者の同意を得た占有者であること。 ・町税及び下水道受益者負担金の滞納がないこと。 ・町内に居住し、前述の要件を備える連帯保証人一人を有する者
鏡石町	上下水道課 (0248-62-2119)	鏡石町農業集落排水施設水洗便所改造資金融資あっせん及び利子補給	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	環境対策	利子補給	融資あっせん額改修工事 1戸につき50万円(集合住宅にあっては200万円以下)	・農業集落排水処理区域内における建築物の所有者または改修工事において当該所有者の同意を得た占有者であること。 ・町税及び農業集落排水事業受益者分担金の滞納がないこと。 ・町内に居住し、前述の要件を備える連帯保証人一人を有する者
鏡石町	上下水道課 (0248-62-2119)	鏡石町合併浄化槽設置整備事業補助金	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	環境対策	補助金	○本体費補助 ・5人槽332,000円、7人槽414,000円、10人槽548,000円 ただし家屋を新築及び更地建て替えに関しては半額となる。 ○撤去費補助 ・くみ取便槽の撤去30,000円 ・合併処理浄化槽設置に伴い単独処理浄化槽を撤去する場合及び撤去跡地に合併処理浄化槽が設置できない場合であって同一敷地内に合併処理浄化槽を設置する場合45,000円	・必ず着工前に補助要件を確認し補助申請をして、町の補助金交付決定を受けること。
鏡石町	福祉こども課 (0248-62-2210)	鏡石町高齢者住宅改修助成事業	http://www.town.kagamiishi.fukushima.jp/	バリアフリー化	補助金	高齢者が自宅における転倒等により、介護保険法(平成9年法律第123号。以下「法」という。)に定める要介護及び要支援状態(以下「要介護状態」という。)とならないよう住宅改修を実施する者へ改修資金を助成することにより要介護状態に陥ることを予防し、併せて、自立した在宅生活の継続を図る。 ・住宅改修工事の10分の9以内、18万円を限度。	助成対象者は、65歳以上の高齢者(要介護状態の者を除く。)で、その親族、本人及び同一世帯に属する者で、その生計中心者の所得限度額が児童手当法(昭和46年法律第73号)第5条における児童手当所得制限限度額以下の者で、かつ町長が助成を必要と認めたもの。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
天栄村	住民福祉課	天栄村高齢者住宅改修助成事業		バリアフリー化	補助金	住宅を改修した際、費用の10分9以内で、18万円を上限に支給する。	次の全ての要件を満たす者 ①村内に住居する65歳以上の高齢者等で介護保険の要介護認定に該当していない者 ②世帯の生計中心者の前年所得が、児童手当法に規定する所得制限限度額以下の者
天栄村	産業課	天栄村住宅用太陽光発電システム設置費補助金		省エネルギー化	補助金	1KW当たり3万円(上限4KW/12万円)予算の範囲内で先着順	天栄村に自ら居住しているか又は居住しようとする住宅に対象システムを設置する個人で、次のいずれかに該当する者 ①既存の住宅に対象システムを設置する者 ②住宅新築時に対象システムを設置する者 ③太陽電池の最大出力が10KW未満の太陽光発電システム ④電力会社と受給契約をしていること ⑤税等の滞納をしていない者
天栄村	建設課	天栄村合併処理浄化槽設置整備事業		環境対策	補助金	本体費補助 5人槽 177,000円 7人槽 220,000円 (ただし、家屋を新築及び更地建て替えに関しては補助率が変わる。)	①農業集落排水区域外で合併浄化槽を設置しようとする者 ②天栄村に住所を有し、浄化槽を断続的に使用する者
天栄村	建設課	天栄村木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="http://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/5/taishinshindan01.html">http://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/5/taishinshindan01.html</a>	耐震化	その他	耐震診断を希望する住宅の所有者に対し、耐震診断者を派遣し、耐震診断および耐震改修計画を作成 個人負担 8,000円	昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅他
天栄村	建設課	天栄村木造住宅耐震改修促進事業	<a href="http://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/5/taishinkaishyuu01.html">http://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/5/taishinkaishyuu01.html</a>	耐震化	補助金	耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に対し、その経費の一部を助成するための補助金を交付 ①一般耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の50%(上限100万円) ②簡易耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の50%(上限60万円) ③部分耐震改修工事・・・ 耐震改修工事費用の50%(上限60万円)	昭和56年5月31日以前に建築された一戸建て住宅。 耐震診断の結果、耐震基準に満たないと判断されたもの 他
天栄村	企画政策課	天栄村新生活・住まいづくり応援助成事業	<a href="http://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/5/shinseikatu-sumaidukuriouen.html">http://www.vill.tenei.fukushima.jp/soshiki/5/shinseikatu-sumaidukuriouen.html</a>	住宅取得・改修	補助金	天栄村に転入する若者世帯の住宅取得に対し、その経費の一部を助成するための補助金を交付する。助成金額は対象経費の2分の1以内又は建物要件と区分によって算出した額のいずれか低い方とする。 ①新規住宅取得に要した経費 基本額50万円 【加算額】 転入者50万円、2・3世代同居・近居20万円、 子育て世代中学生以下1人につき10万円(上限30万円)、 村内業者で建築又は増改築20万円 ②中古住宅に要した経費 基本額20万円 【加算額】 転入者50万円、2・3世代同居・近居20万円、 子育て世代中学生以下1人につき10万円(上限30万円)、 村内業者で建築又は増改築20万円 ③2親等以内の親族が居住中の物件で、増改築後に同居する転入世帯 最大10万円 【加算額】 転入者10万円、2・3世代同居・近居10万円、 子育て世代中学生以下1人につき10万円(上限30万円)、 村内業者で建築又は増改築10万円	・世帯主(世帯主の配偶者)が40歳未満の婚姻世帯、又は世帯主(世帯主の配偶者)が50歳未満で中学生以下の子供がいる世帯、同じく父子・母子世帯 ・村外から転入した若者世帯(世帯員すべてが転入の日の前日まで2年以上継続して村外に住居していた世帯) ・天栄村の住民基本台帳に登録がされ、かつ自ら所有する住宅(本助成金の対象住宅)に引き続き5年以上居住すること(5年未満の場合は返還措置があります。) ・新築・中古住宅等は、玄関、居住室、台所、便所、浴室を備える独立した一戸建て住宅で、居住用部分の面積が55㎡以上であること ・住宅の工事請負契約締結日又は売買契約締結日から起算して60日を経過する日までに必要書類を添えて、事前申し込みをすること ・その他「天栄村新生活・住まいづくり応援助成金交付要綱」に適合すること
天栄村	建設課	天栄村空き家改修事業等補助金	<a href="http://www.vill.tenei.fukushima.jp/site/jju/ijju-akiyabank2019.html">http://www.vill.tenei.fukushima.jp/site/jju/ijju-akiyabank2019.html</a>	住宅取得・改修	補助金	改修工事:費用の2分の1以内、または150万円のうちのいずれか少ない額。村外業者施工の場合は5分の3以内。 家財処分:費用の2分の1以内、または10万円のうちのいずれか少ない額。	(1)空き家バンク登録者又は利用登録者であること (2)3親等以内の親族間での売買もしくは賃貸または無償での使用ではないこと (3)交付要綱および空き家バンク実施要綱に規定する事項を遵守すること (4)各種税金等滞納のないこと (5)地域活性化の推進に協力する意思を有していること



地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
玉川村	地域整備課 (247-57-4626)	玉川村高齢者にやさしい住まいづくり助成事業		バリアフリー化	補助金	高齢者が自宅における転倒等により要介護(要支援)状態に陥ることを予防するための改修補助(補助上限額:20万円) (個人負担上限額:2万円) 1 手すりの取付け 2 段差の解消 3 すべり防止、床または通路面の材料の変更 4 引き戸への扉替え 5 洋式便器等への取替え 6 その他改修に付帯して必要となる改修	60歳以上の高齢者世帯(介護保険の対象者を除く)であってその生計中心者の所得額が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限限度額以下の者
玉川村	地域整備課 (247-57-4626)	玉川村特定空家等解体事業		住宅取得・改修	補助金	特定空家等(法律による)の解体等に要する費用の2分の1の額 (上限50万円)	1 玉川村が指定(認定)した特定空家等に該当する建物であること (一部除却は対象としない) 2 敷地を適正に管理する制約を要する
玉川村	産業振興課 (0247-57-4629)	玉川村住宅リフォーム事業		住宅取得・改修	補助金	補助対象工事に要する費用の20%に相当する額 (上限20万円)	1 対象者 ・村内に居住している方で、持ち家住宅を増改築・リフォームする方 2 対象住宅 ・自ら居住する持ち家住宅 ※併用住宅の場合は、住宅部分の床面積が、建物全体の延べ面積の2分の1以上であること 3 対象工事 ・増改築・リフォームに要する費用(消費税及び地方消費税の額を含む。)が、20万円以上であること ・村内に事務所を置く建築業者等が施工するものであること
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村移住定住促進補助事業 (移住者居住支援事業)	<a href="https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_move/living_move1/002432.php">https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_move/living_move1/002432.php</a>	住宅取得・改修	補助金	移住人口の増加と活力あるまちづくりのため、玉川村で新築住宅を取得した方に補助金を交付 ①基本額 30万円 ②子育て加算(15歳未満の子に限る) 第1子15万円 第2子20万円 第3子以降50万円 ③移住者加算 40万円	(1)村内に新築住宅を取得した所有者 (2)同居する世帯員全員が住民登録をすること (3)同居する世帯員全員も市町村税等の滞納がないこと (4)5年以上継続して対象住宅に居住する意思があること (5)過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金を交付されていないこと
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村移住定住促進補助事業 (戸建て中古住宅取得補助事業)	<a href="https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_move/living_move1/002432.php">https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_move/living_move1/002432.php</a>	住宅取得・改修	補助金	移住人口の増加と活力あるまちづくりのため、玉川村で中古住宅を取得した方に補助金を交付 ①基本額 20万円 ②子育て加算(15歳未満の子に限る) 第1子15万円 第2子20万円 第3子以降50万円 ③移住者加算 40万円	(1)村内に中古住宅を取得した所有者 (2)同居する世帯員全員が住民登録をすること (3)同居する世帯員全員も市町村税等の滞納がないこと (4)5年以上継続して対象住宅に居住する意思があること (5)過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金を交付されていないこと
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村移住定住促進補助事業 (若年層定住促進事業)	<a href="https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_move/living_move1/002432.php">https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_move/living_move1/002432.php</a>	住宅取得・改修	補助金	移住人口の増加と活力あるまちづくりのため、玉川村民で新築住宅を取得した方に補助金を交付 ①基本額 30万円 ②子育て加算 15万円(15歳未満1名につき)	(1)村内に新築住宅を取得した所有者で45歳未満の方 (2)同居する世帯員全員が住民登録をすること (3)同居する世帯員全員も市町村税等の滞納がないこと (4)5年以上継続して対象住宅に居住する意思があること (5)過去に同一世帯及び同一区画でこの補助金を交付されていないこと
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村子育て世帯応援転入費用補助事業	<a href="https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_move/living_move1/002437.php">https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_move/living_move1/002437.php</a>	住宅取得・改修	補助金	子育て世帯の移住を促進するとともに、村内経済の活性化を図ることを目的として補助金を交付 ①引越し費用額の2分の1 ②上限10万円	対象者 1 転入世帯であり、転入の際に継続して1年以上本村以外の市区町村に住居登録されていた子育て世帯(子育て世帯とは15歳未満の子がいる世帯及び申請日において申請者又は配偶者が妊娠している世帯) 2 本村に転入した日から起算して3ヵ月を経過していない世帯 3 3年以上継続して本村に定住する意思があること 4 引越し作業において引越し事業者と契約を締結していること 5 申請者及び同居世帯委員全員が前住所地の市区町村において滞納がない世帯であること。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
玉川村	企画政策課 (0247-57-4628)	玉川村空き家・空き地バンク活用事業費補助事業		住宅取得・改修	補助金	玉川村空き家・空き地バンク活用促進を図ることを目的として補助金を交付 ①補助対象物件の所有者 上限5万円 ② " の購入者 上限10万円	対象者 1 補助対象物件である空き地を購入し、その土地に住宅を新築し当該住宅に3年以上居住する意思がある者 2 補助対象物件である空き家を購入し、当該物件に3年以上居住する意思がある者 3 補助対象物件である空き家・空き地の所有者
玉川村	住民税務課 (0247-57-4624)	玉川村住宅用太陽光発電システム等導入促進事業補助金	<a href="https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_agri/living_agri/002378.php">https://www.vill.tamakawa.fukushima.jp/living_agri/living_agri/002378.php</a>	省エネルギー化	補助金	地球温暖化対策の一環として、環境の保全・負荷の低減、持続可能な社会づくりを推進するため、住宅へ太陽光発電システム等を設置された方に対して、補助金を交付 ①太陽光発電システム(太陽光パネル、パワーコンディショナなど) 1万5千円/1kw(補助上限6万円、最大4kW分まで) ②ホームエネルギーマネジメントシステム(HEMS) 5千円(定額) ※太陽光発電システムと同時導入の場合のみ ③家庭用蓄電システム(蓄電池、電力変換装置など) 2万円/1kw(補助上限8万円、最大4kW分まで) ※卒FITなどに伴う蓄電システムのための導入も対象	(1)村内に住んでいる方 (2)太陽光発電システム等を既存若しくは新築の住宅に設置された方、または、システムが設置された新築住宅(建売住宅)を購入された方 (3)村税等に未納がない方
玉川村	地域整備課 ((247-57-4626)	玉川村合併処理浄化槽設置事業		環境対策	補助金	生活排水による公共用水域の水質汚濁の防止を目的とした合併処理浄化槽の設置に対して、補助金を交付 補助金限度額 ①5人槽 332千円 ②7人槽 414千円 ③10人槽 548千円 当該設備を設置するため既存設備撤去に要する上乗せ補助 ①単独槽 45千円 ②汲み取り槽 30千円	玉川村農業集落排水事業実施区域外の地域において、合併処理浄化槽を設置するもの
平田村	企画商工課 (0247-55-3115)	平田村定住促進住宅取得補助金	<a href="https://www.vill.hiratama.fukushima.jp/site/iju/648.html">https://www.vill.hiratama.fukushima.jp/site/iju/648.html</a>	住宅取得・改修	補助金	若者の移住定住の促進と地域活性化を図ることを目的に、村内に新築住宅または中古住宅を取得する方に補助金を交付 ①基本額 30万円(新築) 15万円(中古) ②転入者加算 40万円 ③子育て加算 10万円(15歳未満1名につき) ④地域活性化加算 30万円	(1)申請日において45歳未満であること (2)村内で新たに取得した住宅所有者 (3)同居する世帯員全員が住民登録をすること (4)同居する世帯員全員に市町村税等の滞納がないこと (5)5年以上継続して対象住宅に居住すること (6)同一区画の対象住宅の取得につき1回を限度とする
平田村	企画商工課 (0247-55-3115)	平田村空き家賃付助成金	<a href="https://www.vill.hiratama.fukushima.jp/soshiki/2/53.html">https://www.vill.hiratama.fukushima.jp/soshiki/2/53.html</a>	住宅取得・改修	補助金	空き家の有効活用と移住定住促進による地域経済の活性化を図ることを目的に、村内に存在する空き家の所有者が移住定住者に賃貸するための改修費用に対し、助成金を交付(上限50万円)	①賃貸借契約契約が締結されていること ②移住定住者の要件 (1)20歳以上の者 (2)空き家の賃貸を受けた者 (3)空き家所有者等の3親等以内の親族でない者 (4)助成対象者が5年以上定住すること
平田村	企画商工課 (0247-55-3115)	平田村結婚新生活支援補助金	<a href="https://www.vill.hiratama.fukushima.jp/site/iju/649.html">https://www.vill.hiratama.fukushima.jp/site/iju/649.html</a>	同居対応	補助金	婚姻に伴う新生活に対する経済的不安を軽減することにより、少子化対策の推進に役立てることを目的として、補助金を交付 ・住居費や引越費用(上限30万円)	(1)令和4年1月1日から令和5年3月31日までの間に婚姻届を提出し、夫婦共に婚姻日における年齢が39歳以下かつ所得額が400万円未満であること (2)対象住居が村内にあること (3)夫婦双方の住民登録があること (4)村税等の滞納がないこと (5)他の公的制度による家賃補助等を受けていないこと (6)過去にこの制度に基づく補助を受けたことがないこと
平田村	企画商工課 (0247-55-3115)	平田村住宅用太陽光発電システム設置費補助金	<a href="https://www.vill.hiratama.fukushima.jp/soshiki/2/106.html">https://www.vill.hiratama.fukushima.jp/soshiki/2/106.html</a>	省エネルギー化	補助金	地球温暖化対策の一環として、太陽光発電システムの導入を積極的に支援することにより、普及促進と環境負荷の少ない循環型社会を実現するため、住宅に太陽光発電システムを設置した方に補助金を交付 ・1キロワットあたり3万円(上限4キロワット12万円)	(1)対象システムを既存住宅または新築住宅に設置した方、対象システムが設置された新築住宅(建売住宅)を購入した方 (2)村税等の滞納がないこと

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
浅川町	建設水道課	浅川町排水設備設置工事助成	<a href="http://www.town.asakawa.fukushima.jp/water/suidou/000098.html">http://www.town.asakawa.fukushima.jp/water/suidou/000098.html</a>	環境対策	補助金	供用開始より 1年以内に接続 30,000円 1年を超え2年以内に接続 20,000円 2年を超え3年以内に接続 10,000円	(1) 供用開始区域内の建築物の所有者または、排水設備設置工事について、当該建築物の所有者の同意を得た占有者 (2) 受益者負担金の滞納がないこと (3) 事業実施年度末までに町が設置した公共ますに接続し、かつ3年度以内に行う排水設備設置工事であること
浅川町	建設水道課	浅川町水洗便所等改造資金融資あっせん	<a href="http://www.town.asakawa.fukushima.jp/water/suidou/000098.html">http://www.town.asakawa.fukushima.jp/water/suidou/000098.html</a>	環境対策	補助金	改造工事1件に付き40万円が限度。 ただし、同一世帯で2件以上または、アパート等の工事は80万円。	(1)下水道処理区域内の建築物の所有者または、改造工事の同意を得た占有者 (2)町税等の滞納がない者 (3)供用開始から3年以内に工事を行う者 (4)町内に居住し連帯保証人2人を有する者 (5)一定の収入を有し支払能力のある者
浅川町	建設水道課	浅川町生活環境改善サポート事業	<a href="http://www.town.asakawa.fukushima.jp/residence/jutaku/kenchiku/000072.html">http://www.town.asakawa.fukushima.jp/residence/jutaku/kenchiku/000072.html</a>	住宅取得・改修	補助金	トイレ改修及び段差解消・手すりの設置改修工事、上下水道給排水工事、住宅の修繕費用の100分50以内で、20万円を限度とし、いずれか少ない金額を交付。	(1)浅川町に1年以上居住している者 (2)現に居住している住宅を改修する者 (3)町内施工業者に工事を発注する者 (4)公租公課等を滞納していない者
浅川町	建設水道課	浅川町木造耐震診断促進事業		住宅取得・改修	補助金	120,000円を超えた額を個人負担。	(1)所有者が自ら居住する住宅 (2)S56.5.31以前に着工した戸建て住宅 (3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4)同様の耐震診断を受けていない住宅
浅川町	建設水道課	浅川町木造住宅耐震改修事業		住宅取得・改修	補助金	耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に対し、その経費の一部を助成するため補助金を交付。 (1) 一般耐震改修工事 工事費の1/2以内かつ1,000,000円以内 (2) 簡易耐震改修工事 工事費の1/2以内かつ600,000円以内 (3) 部分耐震改修工事 工事費の1/2以内かつ600,000円以内	(1) 所有者が自ら居住する専用又は併用住宅。 (2) S56.5.31以前に着工した在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等により建築された地上階数が3以下のもの。 (3) 建築基準法令に違反していないもの。 (4) 耐震診断等の結果、耐震基準を満たしていないもの。 (5) この要綱による補助金の交付を受けたことがないもの。 (6) 補助金の交付決定年度内に、耐震改修工事が完了するもの。
浅川町	企画商工課	来て「あさかわ」住宅取得支援事業	<a href="http://www.town.asakawa.fukushima.jp/residence/jutaku/kenchiku/001290.html">http://www.town.asakawa.fukushima.jp/residence/jutaku/kenchiku/001290.html</a>	住宅取得・改修	補助金	人口減少対策と地域活性化のため、町外から町内へ定住するために住宅を取得した方へ住宅取得費用の一部を補助。 補助金額 ■基本補助金 県外からの移住…新築又は建売住宅 70万円 中古住宅 50万円 県内からの移住…新築又は建売住宅 50万円 中古住宅 30万円 ■加算補助金 (1)若者世帯加算額 10万円 (2)子育て世帯加算額 10万円～30万円 (3)町内建設業者で建築又は増改築工 10万円 (4)県外移住者加算額 最大90万円	■補助対象者 町内に定住する意思を持ち、かつ、補助対象住宅を取得する者で、次の各号のいずれにも該当する者。 (1)居住者全員が移住者であること (2)移住者が住宅取得の契約者であり、当該住宅の持分が1/2以上であること (3)事業完了年度の翌年度から5年以上継続して、補助対象住宅に定住すること (4)定住する直前の住所がある市区町村の住民基本台帳に、契約日以前の期間が1年以上記録されていること (5)世帯全員に町税等の滞納がないこと (6)旧住所地の市区町村税についても滞納がないこと (7)世帯全員が暴力団員等でないこと ■補助対象住宅要件 (1)契約締結日が令和3年4月1日以降であること (2)建築基準法等の関係法令に適合していること (3)原則として居住する住宅の延べ面積が「住生活基本計画(全国計画)」において定める一般型 誘導居住面積水準(集合住宅の場合は都市居住型誘導居住面積水準以上) 以上であること (4)昭和56年5月31日以前の旧耐震基準で建築された中古住宅を取得する場合は、事業完了日までに耐震診断を完了すること (5)併用住宅の場合は、住宅部分の床面積の合計が全体の1/2以上であること
浅川町	保健福祉課	浅川町高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="http://www.town.asakawa.fukushima.jp/welfare/kourei/seikatsu/000733.html">http://www.town.asakawa.fukushima.jp/welfare/kourei/seikatsu/000733.html</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修費に要する費用の10分の9で、180,000円が限度	65歳以上の高齢者(介護保険の対象者を除く。)であって、その生計中心者の所得が児童手当法の児童手当における児童手当所得制限限度額以下の者。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
浅川町	建設水道課	浅川町合併処理浄化槽設置整備事業	<a href="http://www.town.asakawa.fukushima.jp/health/kankyuu/000107.html">http://www.town.asakawa.fukushima.jp/health/kankyuu/000107.html</a>	バリアフリー化	補助金	【単独処理浄化槽・汲取り便槽からの入替】 5人槽 45万円、6～7人槽 52万円 8～50人槽 68万円 51人槽以上 68万円－県費補助分 単独浄化槽撤去 45,000円 くみ取便槽撤去 30,000円	町の定める地域内において、合併処理浄化槽国庫補助指針に適合する浄化槽及び合併処理浄化槽設置整備事業費国庫補助金交付要綱に基づく浄化槽を設置する者。
浅川町	企画商工課	浅川町住宅用太陽光発電システム設置事業	<a href="http://www.town.asakawa.fukushima.jp/information/news/001263.html">http://www.town.asakawa.fukushima.jp/information/news/001263.html</a>	省エネルギー化	補助金	1キロワット当たり3万円に、対象システムを構成する太陽電池の最大出力(最大出力が4キロワットを超える対象システムについては、4キロワットとする。)を乗じて得た額とし、12万円を限度	自らが居住し、又居住しようとする町内の住宅に対象システムを設置する個人で次の各号のいずれかに該当するものとする。 (1) 対象システムを既存住宅又は新築住宅に設置しようとする者 (2) 対象システムが設置された新築住宅(建売住宅)を購入する者 (3) その他町長が認める者
古殿町	地域整備課管理係 (0247-53-4615)	古殿町合併浄化槽設置整備事業補助金	<a href="http://www.town.furudono.fukushima.jp/kurashi/haisui-joyoukasou/galtupeisyorihajyoki">http://www.town.furudono.fukushima.jp/kurashi/haisui-joyoukasou/galtupeisyorihajyoki</a>	環境対策	補助金	合併処理浄化槽設置費への補助 限度額 5人槽 : 532,000円 6～7人槽 : 614,000円 8～10人槽 : 748,000円 11～20人槽 : 1,139,000円 21～30人槽 : 1,672,000円 31～50人槽 : 2,237,000円	農林業集落排水事業計画区域以外の地域において、設置する者で、以下の項目のいずれにも該当しない者。 ① 浄化槽法第5条第1項に基づく届け出の審査又は建築基準法第6条第1項に基づく確認を受けずに合併処理浄化槽を設置する者。 ② 住宅を借りている者で、賃貸人の承諾を得られない者。 ③ 合併浄化槽を継続的に使用しない者。 ④ 浄化槽法第21条第1項の登録又は同法第25条もしくは第26条の届出をしていない浄化槽工事業者の設置工事により合併浄化槽を設置する者。 ⑤ 店舗等との併用住宅にあっては店舗部分の床面積が2分の1以上の住宅に合併浄化槽を設置する者。 ⑥ 販売目的で合併処理浄化槽を設置する者。 ⑦ 町税、国民健康保険税及び公共料金を完納していない者。
古殿町	地域整備課管理係 (0247-53-4615)	古殿町木造住宅耐震診断者派遣事業		耐震化	その他	対象住宅を所有する者に対して、耐震診断者を派遣する。	次の要件をすべて満たす木造住宅 ① 所有者が自ら居住する住宅 ② 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ③ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④ 要綱に基づく耐震診断を受けていない住宅
古殿町	地域整備課管理係 (0247-53-4615)	古殿町木造住宅耐震改修助成事業		耐震化	補助金	耐震診断受診者に対する耐震改修費用への補助 限度額 一般改修工事 : 1,000,000円 簡易耐震改修工事 : 600,000円 部分耐震改修工事 : 600,000円	次の要件をすべて満たす木造住宅 ① 所有者が自ら居住する住宅 ② 昭和56年5月31日以前に着工された戸建て住宅 ③ 在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 ④ 耐震診断等をした結果、耐震基準を満たしていないもの ⑤ 要綱に基づく補助金の交付を受けていない住宅 ⑥ 補助金の交付決定年度内に耐震改修工事が完了するもの
古殿町	地域整備課管理係 (0247-53-4615)	古殿町既成宅地防災工事等助成事業		防災対策	補助金	住宅の新築・改築等に際し必要となる擁壁設置工事費用への補助	次の項目のいずれにも該当しない者 ① 県が行う急傾斜地崩壊事業等及びその他の公共事業により実施可能な区域 ② 建築基準法第9条第1項の規定による命令及び宅地造成等規制法第14条第1項から第3項までの規定による監督処分を受けている土地 ③ 営利を目的とする不動産事業の用に供する土地 ④ 人為的な要因でその責任が明らかなもの ⑤ 同一の宅地とみなされる移転可能な用地がある ⑥ 福島県建築基準法施行条例第5条第1項に規定するがけの範囲内にある既成宅地に新築、建替え等により居住の用に供するものの保全のために行うものでないもの

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
古殿町	地域整備課 管理係 (0247-53-4615)	古殿町移住定住促進補助金	http://www.town.furu.dono.fukushima.jp/kurashi/jyuutaku-tochi-koutu/tyousannzaisiyouhroj/1917	住宅取得・改修	補助金	町外転入世帯の住宅取得費および住宅用地取得費への補助 新築最大: 165万円 中古最大: 105万円	対象者は町外転入世帯の世帯員であり、次に該当する者 ①子育て世帯又は若者世帯の世帯員であること ②対象住宅の所在地に住居登録していること ③当該住宅に10年以上継続して定住すること 対象住宅 ①新築および建売住宅:取得費用500万円以上 ②中古住宅:取得費用250万円以上 ただし、別荘、賃貸住宅の増築、贈与若しくは相続により取得した住宅を除く
古殿町	総務課 企画推進係 (0247-53-4611)	新エネルギー設備設置費補助事業 (太陽光発電システム)	http://www.town.furu.dono.fukushima.jp/kurashi/jyuutaku-tochi-koutu/taiyoukouhatuden/11	省エネルギー化	補助金	公称最大出力1キロワットあたり4万円(上限16万円) ・公称最大出力はキロワット単位、小数点以下第3位を四捨五入して得た数値 ・補助金額は千円未満切り捨て	(以下の要件を全て満たすこと) ①町内に住所を有し、又は町内に定住する意志があり、自ら居住する住宅等に太陽光発電を設置する個人 ②補助金の交付の対象者及びその者と生計を一にしている者が町税等の滞納をしていない者 ③発電した余剰電気を電力会社へ販売でき、発電電力量の測定機能を備えたものであって、最大出力が10キロワット未満のもの
古殿町	産業振興課 林政係 (0247-53-4613)	新エネルギー設備設置費補助事業 (木質バイオマス熱利用設備)	http://www.town.furu.dono.fukushima.jp/kurashi/jyuutaku-tochi-koutu/taiyoukouhatuden/11	省エネルギー化	補助金	設置費用の2分の1の補助 (1台あたりの補助金上限額5万円) ・補助金額は千円未満切り捨て	(以下の要件を全て満たすこと) ①町内に住所を有し、又は町内に定住する意志があり、住宅又は事業所に木質バイオマス熱利用設備を設置する個人又は団体若しくは法人 ②補助金の交付の対象者及びその者と生計を一にしている者が町税等の滞納をしていない者 ③ペレットストーブ及び薪ストーブであること
古殿町	産業振興課 林政係 (0247-53-4613)	古殿町木造住宅建築支援事業	http://www.town.furu.dono.fukushima.jp/kurashi/jyuutaku-tochi-koutu/tyousannzaisiyouhroj/12	住宅取得・改修	補助金	新築:50万円 増改築:30万円 ・建築主が町外から転入(UJターン)して3年以内に申請した場合、転入した人数に5万円を乗じた額を加算 ・町内の建築業者が施工した場合、10万円を加算	(以下の要件を全て満たすこと) ①町内に居住することを目的として住宅を新築等しようとする者 ②居宅専用の住宅または店舗または事務所等との併用住宅であること ③新築または増改築の延床面積が33平方メートル以上であること ④町産材使用が新築で10立方メートル、増築で5立方メートル以上であること
三春町	建設課 (0247-62-2113)	三春町空き家改修等及び空き家除却事業	https://www.town.miharu.fukushima.jp	住宅取得・改修	補助金	空き家の改修等を行い移住又は定住する方及び空き家を除却後に住宅を新築し移住又は定住する方に対し、その経費の一部を補助する。 (1)空き家を改修する工事 対象費用の2分の1の額以内 上限は150万円 (2)空き家の改修に併せて実施するハウスクリーニング等 対象費用の2分の1の額以内 上限は20万円 (3)空き家を除却する工事(除却後の住宅建築が条件となります) 町が算定した補助単価に空き家の床面積を乗じて得た額以内 ただし、実際の費用が補助単価を下回る場合はその額 上限は100万円	(1)三春町内の事業者が改修工事を行うものであること。 (2)三春町内の方は、自己所有の住宅に居住していないこと。 (3)定住、移住につながる事業であること。 (4)市町村民税等の滞納がないこと。 (5)改修又は除却後新築した住宅に5年以上居住する方。
三春町	建設課 (0247-62-2113)	三春町賃貸住宅建設促進事業奨励金	https://www.town.miharu.fukushima.jp	住宅取得・改修	補助金	町内に自己所有の土地を有し、賃貸住宅を建設する方に奨励金を交付する。 ▶間取に応じた奨励金 (1)1戸当たり居間が1部屋(1Kなど)の間取りの場合、20万円/戸×戸数 (2)1戸当たり居間が2部屋(1LDKなど)の間取りの場合、20万円/戸×戸数 (3)1戸当たり居間が3部屋以上(2LDKなど)の間取り場合、30万円/戸×戸数 ▶固定資産税相当額の奨励金 上記の補助を受けた賃貸住宅に対する固定資産税相当額を最初の課税年度から10年間、奨励金として交付する。	(1)市町村民税等の滞納がないこと。 (2)令和5年2月末までに事業が完了するものであること。

地方公共団体名	担当課(連絡先)	支援制度名	ホームページURL	支援区分	支援方法	支援内容	対象要件
三春町	建設課 (0247-62-2113)	三春町定住促進住宅取得奨励金	<a href="https://www.town.mi-haru.fukushima.jp">https://www.town.mi-haru.fukushima.jp</a>	住宅取得・改修	補助金	町内外にお住まいの方で、町内の建築業者を利用し、自己所有の住宅を新築した方に奨励金を交付する。 奨励金の額 ・基本額20万円(うち3万円分は商品券等) ・加算額 18歳以下の子供1人につき10万円 町外からの移住者 10万円 ただし基本額と加算額の合計限度額は40万円 ・その他、県外からの移住者には福島県の「来てふくしま住宅取得支援事業」に該当し、県の支援金が上乗せされる。	(1)新築した住宅(増築、修繕は不可)であること。 (2)建築基準法の規定による検査済証の発行年月日が、奨励金申請日の過去6か月以内であること。 (3)自己の居住の用に供し、延べ床面積が55㎡以上の住宅であること。 (4)居住の用に供する部分の請負工事代金が500万円以上の住宅であること。 (5)事業完了後、5年以上交付対象住宅に居住すること。 (6)市町村民税等の滞納がないこと。
三春町	建設課 (0247-62-2113)	三春町木造住宅耐震診断者派遣事業	<a href="https://www.town.mi-haru.fukushima.jp">https://www.town.mi-haru.fukushima.jp</a>	耐震化	その他	町内に存する旧耐震基準(昭和56年5月31日以前に工事着手)により建設された木造住宅の耐震診断を希望する場合、町が建築士等を派遣して耐震診断及び補強計画の作成を実施します。個人負担額8,000円 ※その他、耐震診断者派遣に要する費用は三春町が負担する。	次のすべてに該当する住宅 (1)所有者(町税を滞納していないものに限る。)が自ら居住する住宅 (2)昭和56年5月31日以前に工事着手された一戸建て住宅 (3)在来軸組工法、伝統的工法、枠組壁工法等による木造3階建て以下の住宅 (4)過去にこの事業による耐震診断を受けたことがない住宅
三春町	建設課 (0247-62-2113)	三春町耐震改修助成事業	<a href="https://www.town.mi-haru.fukushima.jp">https://www.town.mi-haru.fukushima.jp</a>	耐震化	補助金	耐震改修工事を行う木造住宅の所有者に対し、その経費の一部を助成するため補助金を交付 ①一般耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の50%(上限額100万円) ②簡易耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の50%(上限額60万円) ③部分耐震改修工事・・・耐震改修工事費用の50%(上限額60万円)	次の全ての要件を満たすこと (1)昭和56年5月31日以前に建築された木造住宅 (2)所有者が自ら居住する住宅 (3)耐震診断の結果、耐震基準に満たないと判断された住宅 (4)個人所有の住宅 (5)申込者が税金等を滞納していないこと。
小野町	企画政策課 (0247-72-6933)	来ておのまち住宅取得支援事業	<a href="http://town.ono.fukushima.jp/soshiki/3/juutakusien.html">town.ono.fukushima.jp/soshiki/3/juutakusien.html</a>	住宅取得・改修	補助金	町内に住宅を取得し、定住される方を対象に取得費の一部を補助する。 「移住者住宅取得支援補助事業」:新築住宅取得【基本額】30万円【加算】39歳以下 10万円、町内業者利用 10万円、子育て加算 商品券10万円 「移住者中古住宅取得補助事業」:中古住宅取得【基本額】15万円【加算】39歳以下 10万円、子育て加算 商品券10万円 「若者住宅取得促進補助事業(39歳以下)」:新築住宅取得【基本額】30万円【加算】町内業者利用 10万円 子育て加算 商品券10万円 「若者中古住宅取得促進補助事業(39歳以下)」:中古住宅取得【基本額】15万円【加算】子育て加算 商品券10万円	1 令和4年4月1日以降に新規取得した住宅の所有者であること 2 補助対象者及び同居する世帯員が対象住宅の所在地に住民登録をしていること 3 補助対象者及び同居する世帯員に市町村税等の滞納がないこと 4 補助金交付後対象住宅に定住すること
小野町	企画政策課 (0247-72-6933)	太陽光発電システム設置補助制度		省エネルギー化	補助金	1kW当たり20,000円(上限80,000円)	自らが居住し、または居住しようとする町内の住宅に対象機器(中古品は対象外)を設置するもの
小野町	健康福祉課 (0247-72-6934)	高齢者にやさしい住まいづくり助成事業	<a href="http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/6/zaitakufukusi.html">http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/6/zaitakufukusi.html</a>	バリアフリー化	補助金	住宅改修費に要する費用の10分の9以内(上限180,000円)	改修を行う65歳以上の介護保険法第18条に定める介護給付の受給者を除く高齢者、その親族及び同一世帯に属する者で、その生計中心者の所得限度額が児童手当法第5条に児童手当所得限度以下の者
小野町	地域整備課 (0247-72-6936)	合併処理浄化槽整備推進事業	<a href="http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/8/sityouson-joukasou.html">http://www.town.ono.fukushima.jp/soshiki/8/sityouson-joukasou.html</a>	環境対策	補助金	【市町村設置型】(例)10人槽まで 申請者(個人)は、浄化槽設置時に25万円の設置分担保金を納付する(うち5万円を町が補助する。)。町は、事業主体となり、浄化槽の設置工事と維持管理業務を行う。申請者は、浄化槽完成後使用料を毎月納付する。 【個人設置型】(例)10人槽まで 設置補助金 5人槽 332,000円 7人槽 414,000円 10人槽 548,000円 維持管理は全て申請者が行う。	【市町村設置型】 一般居住用住宅・併用住宅(居住部分が1/2以上) 【個人設置型】 事業所・店舗等、事業を営むための建物(賃貸住宅を除く)

※詳細については、各市町村の窓口にご直接お問い合わせください。(一覧表の支援区分については参考としてご覧ください。)